

令和元年第10回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和元年10月11日（金） 午後2時

2 閉会 令和元年10月11日（金） 午後5時47分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 鎌田 布之（会長代理）

2番 小原 弘

3番 秋山 陽太郎（農地担当）

4番 林 眞理

5番 河田 直樹

6番 高杉 通夫

7番 佐野 年昭

8番 能登谷 和正

9番 高田 稔

10番 定井 正雄（会長）

11番 梶谷 範雄

12番 野瀬 秀子

13番 横田 幸則

15番 本行 逸

欠席 1人

14番 高谷 均（農政担当）

5 出席した農地利用最適化推進委員

10人

犬飼 正己

林 修司

林 斉

宮崎 昭雄

浅野 信之

小西 安彦

小橋 武史

植田 忠晴

黒瀬 昭夫

阿部 英志

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太

次長 前谷 学

主査 国橋 一輝

主任 平田 直美

7 議事録署名委員

5番委員

6番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第40号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第41号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第42号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第43号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について

議案第44号 農用地利用集積計画について

報告第35号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第36号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第37号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第38号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

一部を除き原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後2時

(主任)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、大変ご苦勞様です。

10月に入り、朝夕、少ししのぎやすくなりました。しかし、日中は、非常に暑い日が続いております。農繁期へも突入しております、秋の収穫が大変だろうと思います。体には十分に留意していただきたいと思っております。

それでは、ただ今より令和元年第10回総社市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席者は農業委員14人、そして農地利用最適化推進委員の方は、10人であります。農業委員の欠席者は、14番委員であります。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席していることから、本総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしく願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、5番委員、6番委員を指名いたします。

【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

【日程第3 付議事件】

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

それでは、農地担当の秋山委員よろしく願いいたします。

【議案第41号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

皆様、ご苦勞様です。

それでは、付議事件の審議に入ります。

毎回であります、議事録作成のため録音をしていますので、議席番号等を言ってから、大きな声で発言するようにお願いをいたします。

まずは、本日の審議の変更をさせていただきます。

6ページの5番、農地法第4条につきましては、営農型太陽光発電設備ということで、本農業委員会において初めての申請案件であります。本日は、総会に申請人の方へ出席をしていただいております。その関係もありまして、この案件を先に審議させていただきます。

議案第41号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第41号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号5番】

(農地担当)

6ページ、第4条の関係であります。本農業委員会におきまして、営農型太陽光発電が初の申請であります。皆様のお手元に資料を事務局から配布いたしております。

ご確認ください。

30農振第78号の資料がお手元にありますでしょうか。これは、営農型太陽光発電設備を目的とした一時転用許可の審査基準で、平成30年5月15日付けで、30農振第78号、農林水産省農村振興局長通知で、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」、これを基準として今回の審議を進めさせていただきます。

目を通していただきまして、これを基準としていきたいと思っております。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(委員)

はい。

(農地担当)

それでは、局長通知を基準として進めさせていただきます。

これとは、別の資料になりますが、「営農型発電について」これは、農林水産省のホームページから印刷した資料になります。また、A3サイズの航空写真は、実際にどのような形状で太陽光パネルが設置されるか資料といたしまして、事務局へ準備をしていただいております。

お手元にあるか、ご確認をしていただければと思います。

それと、申請人から、昨日、追加資料が提出されていますので、事務局より配布するようお願いいたします。

~~~~~ 事務局資料配布 ~~~~~

(農地担当)

それでは、審議に入らせていただきますが、その前に審議の進め方を次のようにさせていただきます。

まず、4条案件でありますので、最初に現地調査の報告をお願いいたします。その後、地元委員から、当該農地の現況及び耕作状況につきまして、ご説明いただきます。

なお、地元委員として許可に関する意見等は、審議のなかで、再度、発言していただくようにさせていただきます。その後、事務局より当案件につきまして、説明していただきまして、その後、申請人、本人に入室していただきまして、質疑、応答とさせていただきます。

なお、質疑、応答の際、私から基本的なことにつきまして、説明を求めますので、それを受けて委員の方々からの質問をお願いいたします。

質疑が出尽くした後、通常の審議に入らせていただきますので、よろしくお願ひいたします。  
それでは、議案第41号、6ページの5番、東阿曾の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員)

10月8日に13時から、会長、1番委員、農地担当委員、風早推進委員、若林推進委員と私と事務局1名で現地調査いたしました。

現状といたしまして、東が水路、田、西が道路、水路、南が田と宅地、北が畑でありました。  
以上であります。

(農地担当)

地元委員から、現況及び耕作状況について報告をお願いいたします。

(林修司委員)

現状は、東西南北の説明は、先ほどの説明のとおりであります。

営農条件の影響、支障についてであります。用水につきましては、用水の分断等はなく問題ありません。排水等につきましても既存の溝があり、今までどおりの排水で問題ありません。日照、通風につきましては、問題ありません。土砂の流出等につきましても問題ないと考えております。  
以上です。

(農地担当)

ありがとうございます。

4番委員お願ひをいたします。

(4番委員)

現況につきましては、何もありません。

(農地担当)

ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項により、総社市が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地ということで、農用地になります。例外許可規定として、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものに該当します。転用期間ですが、申請によりまして許可日から令和4年3月31日までとなっております。

(農地担当)

申請人、ご本人に入室していただきまして、質疑に入らせていただきます。

事務局、お願ひをいたします。

~~~~~ 申請人【入室】 ~~~~~

(農地担当)

●●さん、本日はお忙しい中、ご出席していただきまして、ありがとうございます。

私、農地担当で議事進行をさせていただいております。

今日は、よろしく願いをいたします。

最初に私から、何点か質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

今回、営農型太陽光発電ということですが、申請に至った経緯を自己紹介を兼ねまして、簡潔に説明をいただければと思います。

(申請人)

私、耳が悪いので、よく聞き取れていないのですが。

(農地担当)

今回の申請に至った経緯と自己紹介を兼ねて。

(申請人)

申請書、本文の本願趣旨の括弧1が答えになろうと思うので読ませていただきます。

農民福利を著増させ、耕作、食料生産と併存両立する耕作者自身の農地ソーラーを情報提供、法定外届出形式で進めていきましたが、他農家の手引きとしたり、営農型太陽光発電の一時転用を申請すると。この営農型太陽光発電と思っているのは、農林省が基本的には都市の投資家向けに作ってある、括弧2のソーラーシェアリングに対する許可の手続きなのですけれども、これを農家自身の利益になるソーラーを自分の土地に作るということで、ソーラーシェアリング方式を準用したということで、申請をしています。

自己紹介をさせていただきます。

先ほど、配っていただいたA3の資料、関連事項の当方の経歴ということを中心に、私は総社市●●●に住んでいます●●●●といます。経歴としては、兼業農家に生まれ育って、地元の高校を卒業し、大都市で生活し企業を退職後、15年ほど前、今は昔の柿畑、本家が作っていた柿畑を買い取って、メガソーラーをやっています。今は相続農地、一町何反かあったのですが、そこで米以外にシイタケの栽培をしようということで、やったのですが、農作物、シイタケを売らないほうが売るよりも赤字が少ないという状況に4年間、4年以上だと思っておりますが、その反省でソーラーは高利益になると、それを原資にシニア雇用、今日、来てもらっていますが、男女7人、私ら夫婦を除いて7人で、自己充実型実験農業という名前で、農業をやろうということでやっています。

(農地担当)

ありがとうございます。

次に、今回の申請された農地と他にも農地をお持ちだと思いますので、現在の営農状況をお願いいたします。

(申請人)

今回の田んぼでは、私は米作はしないということで、ソーラーを作って、その間でいろんな耕作をしようということで、多分、東阿曾一きれいに耕作していると思っような田んぼになって

います。

私が持っている田んぼは、それ以外にもありまして、岡山市足守、他の部分では野菜を作ったり、作っていることが楽しいというような、普通の農業から見ると邪道だと言われそうなんですけれども、その方が赤字が少ないんだと、農業になっているということで、耕作をしながら楽しみながら農業をやっていくという状況です。

(農地担当)

今回、営農型というなかでの申請になりますが、申請農地が農振農用地というなかで、恒久転用による太陽光発電ができない地域というなかで、今回、営農型という申請をされております。営農型の申請の許可条件といたしまして、パネル下部での営農の適切な継続、太陽光パネルの角度、間隔等からみて効率的に農地を利用して営農するための空間が確保されていると認められていること。また、周辺農地へ支障を及ぼすおそれがないと認められること等が条件となっております。本市におきましても営農型が初めての案件でありますので、この後、質問等にお答えいただくようお願いすることになるかと思えます。慎重に進めて行きたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

今回、申請書をいただきまして、まず、提出していただいております資料の「営農の見込書」に本件は、特異なソーラーシェアリングではなく、普通の野立式のソーラーと営農計画へ記載されていますが、これは、通常の恒久転用の場合に設置される一般的なパネルと同等のものという意味でよろしいでしょうか。

(申請人)

そのとおりです。

ソーラーシェアリングというものは、藤棚のような感じで、農地の上に全面に間隔をおいて作るものです。農地全面に光が当たる。太陽光が時間がたてば、当たるというようになっていますけれども、この場合は、パネルがあったら、その下は光が当たらないような、ちょっと違ってきます。言われているとおり、そこら辺にあるソーラーパネルです。

(農地担当)

それでは、委員の皆様方から、どなたからでも結構です。

質問をしていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

(11番委員)

先ほどから、営農型太陽光発電ということで、太陽光パネルの下部にとということで、説明がありましたが、申請書類に、パネル18枚列の間ごとにと記載してありますが、これは太陽光パネルと太陽光パネルの間部分のみに作付けと理解していいのでしょうか。

(申請人)

申請書にある、4千3百平米とか9千4百平米というのは、今回、申請している9千4百平米のうち、農林省が定義している下部の面積、光が当たらない所というのが、4千379平米ということです。

(11番委員)

パネル下部ではなくて、ここに書いてあるのは、パネル下部の間に光が投下するような所に作付けするように書かれているのですが。

(申請人)

間は、光が当たる所です。

下部は光が当たらない所です。

(11番委員)

光が当たる所のみで作付けするように書かれているのですが。

(申請人)

そのとおりです。

(11番委員)

太陽光発電の場合、パネルの下部に作付けすることになっているのですが。

(申請人)

ソーラーシェアリングは、先ほど言ったとおり藤棚の上にまだらに置いてあるのです。ですから、時間が10分経てば光が当たり、10分経てば光が当たらないという場所ができるのです。そのために下部で作物を作ります。ただ、ソーラーシェアリングでは陰性作物ということで、光が当たらなくてもできるというのは、特殊な作物しか作れないはずなんです。私の場合は、下部は当たらないのだから、諦めよう。光が当たる所だけで作物を作りたいということ、少し違うのですが。

(11番委員)

言われていることを聞くと、申請事項と少し異なるのではないのかなと感じるのですが。

太陽光パネルの下部、間のことは問われるのではなくて、下部に何を作るかということになっているのではないのですか。

(農地担当)

今、11番委員が問われていることですが、通常、太陽光パネルの下部の部分における営農の継続が、通常収量の8割という基準があります。このことについての質問と思われるのですが。

冒頭に、お配りさせていただいております、局長通知の記載を見ていただければと思います。

事務局へ確認しますが、私も11番委員のパネルの下部の作付け状況を議論すべき対象になるのかなと思うのですか。

(申請人)

ソーラーシェアリングという、今、9千4百平米全体がソーラー下部といわれています。

パネルの日が当たらない所を下部といっています。ソーラーシェアリングとちょっと方式が違います。ソーラーシェアリングは、影は沢山できるんです。その日陰の所は、陰性植物、光がなくても育つようなものを育てようということで、下部は、ここでいう全体です。申請している全体を下部と称しています。まだらに当たっているのですが、全体を下部とソーラーシェアリングではいってまして、こっちは、完全に日が当たらないのだから、下は日が当たらないのだから、間はかなり開いていますから、そこは100パーセント日が当たると。ソーラーシェアリングとは違いま

す。

考えは同じだろうと思いますけど。

(農地担当)

事務局から、考え方について説明をします。

(主査)

下部の農地についてですが、下部の農地とはパネルの下の部分の農地のことを下部の農地と考えております。パネルの下以外の部分と合わせて全体の農地というようになっています。

(11番委員)

通路側はどのような意味合いになるのですか。

(農地担当)

事務局に対してですか。

(11番委員)

はい。

(農地担当)

事務局お願いします。

(主査)

通路は、パネルの下部でない部分に該当するようになります。

(11番委員)

営農に対して、必要な所になるのですか。

(主査)

単収、収量を計算するうえでは、パネルの下部のみが該当になります。

(11番委員)

通路は。

(主査)

8割の対象になりません。

(11番委員)

分かりました。

それと、もう一つ聞きたいのですが、申請書の作付予定作物名に、「穀物粗放栽培でなく労働集約精密栽培のため、三毛作も十分期待できよう。単収は171パーセント、確保に意を払う必要なし。」と書かれて、「171パーセント、イコール日照面積57パーセントかける三毛作」と意味が分からないのですが、営農型太陽光発電の場合、作付品目ごとに80パーセント以上の収量がないといけないことになっているので、品目を増やしたら増やしただけ、自分の首を締めるのではないかと、1品目だけで80パーセントを確保したのが、品目を増やしたら、1品目ごとに80パーセント以上を取らないといけないと私は理解しているのですが。

(申請人)

たぶん規則では、周辺の農家の80パーセントということになっているのです。

屁理屈かもしれませんが、昔は麦とか、二毛作とかやっていたのですが、今はやっている人はいません。そういうことで、中四国農政局の方に相談に行って、二毛作、二期作かもしれませんが、ビニール被覆して単一の作物、種類は違うかもしれませんが、何回も作ると、そうすれば、投資のための農地規制はカバーできるのではないかという話になるんです。農林省の人に責任を押し付けることはありません。私がそのように判断しました。二毛作、三毛作、二期作、三期作同じものを冬に作る。春も作ってみる。タマネギなんかは、春先だけで終わりだと。タマネギの場合は、米も作る人もいますけど。見ていると作っていない。そのようなこともあるので、二期作、三期作、二毛作、三毛作、四毛作できるようなものは、ビニール被覆とか簡単にできますから作ってみようと、それで、農林省の規則をカバーしようとしたものです。

(11番委員)

聞かしてもらったのですが、基準と比べたら意に反するところがあるのではないかと私は思うのですが。

(申請人)

二期作を周辺ではやっていませんから、清音だと麦を作った後に米を作るということはやっています。そのようにすると、また、地域が違うので、あっちはやっているけど、こっちはやっていない。規制をソーラーシェアリングに合うように、自分たちの農業をしたくということです。

(11番委員)

下部に作付けする場合でしたら、南北方向へ太陽光パネルが8メートル並びますが、連続して並ぶ場合に下部へ必要な光が当たらないと思うのですが、下部へ作らないというのであれば、基準からいうと意に反しているように私は受取るのですが。

(申請人)

ソーラーシェアリングでは、隙間も合わせた下部なんです。日が普段から当たっている部分は沢山あるんです。全面にパネルを設置しているんです。間隔は空いていると思います。その下、日が当たっているような所を含めて、下部の農地と称しています。

(11番委員)

以上で。

(農地担当)

重複するかもしれませんが、事務局へも確認がしたいのですが、二毛作であったり、三毛作であった場合は、三毛作の基準の80パーセント、300パーセント分の何パーセント、二毛作の場合は、二毛作に対しての80パーセントという基準がないと、客観的な根拠にはなりにくのではないかと思います。

事務局へ確認をします。

(主査)

事務局といたしましても、二毛作の場合は、それぞれで80パーセント以上の単収が必要と認識

しております。二つであれば、160パーセント。

(申請人)

私のそれに対する反論は、周辺の農家は、二毛作、麦を植えてない。実際。

そういうことで、周辺の農家の80パーセント。周辺の農業のやり方の80パーセントということで、私はソーラーシェアリングの規則をカバーしていると考えて、中国四国農政局の方は、そのようなことは規則に載っていないねと。私流に言えば、やってみなはれという印象を受けて、このソーラーシェアリングを申請したと、準用したということです。

(農地担当)

もう一点、重複での確認になるのですが、パネルの下部への作付けは、予定されてはいない。

(申請人)

日照作物は作れない。作らない。

ただ、通路に使えるとか、ここで言っている小生物なんかは、すぐに作れるだろうか。もう一つは、パネルの真下であっても近くは日が当たるんです。そのような所は、さっき言った陰性作物なんか作れるだろうと思っています。ただ、そのようなものには期待しなくても、80パーセント基準は、確保できると考えているので、日照作物だけで、二毛作、三毛作、二期作、三期作。

(農地担当)

分かりました。

11番委員、他にはよろしいでしょうか。

(11番委員)

はい。

(4番委員)

関連してになるのですが、パネルの下は作らないと言われたのですが、パネルの下の面積が、4千379平米というかたちで数字が載っています。農地全体の面積が、9千412平米で、パネルの下の面積が4千379平米で、半分近い面積がパネルの下になるのですが、この面積全体が、パネルの下は作らないというお話ですか。

(申請人)

4千379平米が、9千412平米に比べて50何パーセントありますけれど、日が照っているのは40何パーセントですね、そこで農作物が作れるのかと、作れるというのが80パーセント基準に。

(4番委員)

ですから、4千379平米の下、パネルの真下、日光が当たらない場所になると思うのですが、その所には、農作物は作らないと、そのように理解したのですが。

(申請人)

そう言うことです。

それで、日が照る所、園芸作物では必ず通路が必要です。そのための通路に、私は耕作している

ことと同じだと思うのですが。

今は、耕作面積には期待していない。

(4番委員)

営農型発電ということで、営農と発電を一緒にしたものが、今回のやり方だと思うのですが、要するにパネルの下は作らないというのではなくて、パネルの下はそれなりに農地として活用して、作物を作るというのが、この事業の前提になっているわけで、何も作らないということは、そもそも営農型発電とは違ってくるのではないのですか。

(申請人)

そのとおりであります。下部が53パーセントぐらい日が当たっている所を、さっき言った二毛作、三毛作、二期作、三期作、同じものを2回も3回も作って、土地が劣化してしまうかもしれないが、当然に配慮しなければならないと思いますけれども、十分カバーできる。耕作のために通路は必ず必要だし、できたものをそこに置いたりする場所も必要で、それは多分耕作だと思うのですけれども、そんなことをしなくてもできるからということで、難しいことを言っているよりも、つじつまが合うので、言われるとおり。

(4番委員)

営農型の発電ですから、農業を前提にして農業と発電を一緒に併用するのが、今回の農水省が農地の利用の仕方として、高度な利用ということで根幹になると思うので、そのパネルの下をまったく使わないということは、そもそも計画が根底から違うのではと感じています。

(農地担当)

4番委員の質問に関するのですが、今回の営農型の太陽光発電というのは、一時転用でございます。皆様、議案書をご覧いただければ分かるのですが、営農型発電の一時転用の面積は、杭の部分の一時転用となっています。

(申請人)

10平米か20平米なんですけれども。

(農地担当)

はい。

今のお話だとパネル部分の一時転用となるのが正しいかなと思いますが、それは、農振地区ではできない。転用の場所が杭の部分だけであって、パネルの下部は転用しない、あくまで営農を継続する農地とするのが、この申請だと思いますので、パネル下部への作付の確認をしないとイケない。

(申請人)

パネルの下部も耕作の用に供するような使用の仕方に表現を、さっき言った通路も絶対耕作のためには必要です。収穫したものを置く場所も必要です。そのような時のための耕作の用に供する土地ということで、パネルの下、何も作らない、何も耕作の用に供さないという表現ではなくて、耕作の用に供さないのは、杭の面積、それは物理的に使えないですから、転用の面積が10平米か20平米ぐらいなんです。それは、完全に使えない。その他は耕作の用に供する土地ということで、

使えるんだというような表現で、これからやっていきたいと思います。

(4 番委員)

パネルの下で、農地として作物を作る場合は、パネルの下の作物が一作で80パーセント、1回作る時に80パーセントを収穫できるような条件というのが、農水省の通知に書いてあるのですが、平均単収で80パーセント、2割を下回らないとか条件があつて、最初の発言が80パーセントの収穫できるような、そのような営農になるのかどうか農業委員会で計画について確認をしてから、審議に入るような、そのような決まりになっているのですが、最初に80パーセントができるかどうかというのが、ポイントになってくるんです。

(申請人)

農林省のソーラーシェアリングの下部、ソーラーを上を60パーセント、70パーセントを考えると、下の作物は米なんか作れません。シキビを作ってみようとか、普通、周辺の地域で作っているような、普通に作っているものではないようなものを作らざるを得ない。シキビの話でいくと、作ってみたら、値段がどんどん下がって儲けにならないというようなこともあったそうですけれども、陰性作物も。

(4 番委員)

申請人の資料の中に、日陰から1メートル奥に入った所が、日照量がゼロから20パーセントですか、日照量の表現があつたのですが、日照量が1メートルパネルから日陰に入っている所で、日照量が下がってくるということは、中に進むほど日照量がゼロに近づくような状況になると思うのです。植物が光合成するのに光が必要ですから、前提条件で営農が継続できるかの確認をしたいと思うのです。

(申請人)

そのとおり不可能です。

真っ暗な所で米を作るとか、コケぐらいしか生えない。コケもこのパネルの下では、たぶん生えないと思います。

ソーラーシェアリングでは、1筆とか10筆の農地全体で、パネルが上面に全部敷かれているとして、置かれているとしての計算なんです。下部という定義、下部が1筆全体の面積に対する下部というか、ソーラーシェアリング全部下部、この場合は40数パーセント下部、50何パーセントは普通に光が当たっているんです。作物の作り方が少し違うと思いますし、種類も違うと思います。

(4 番委員)

一つの作物を作る時に、通知で80パーセントの収量、品質に著しい劣化がないようにとか、そのような条件が営農のなかに入っていますから、条件が非常に悪いなかで、それだけの作物の収穫が期待できるかどうかというのが、この営農型発電の設備が許可できるかの基準になると感じがしております。

(申請人)

日照が100パーセントの所の作物を53パーセントぐらいの日照がない所で作れば、収穫量は

53パーセントになります。ですから、80パーセントは達成できません。地域と同じような日照作物を作るのであればできない。それならどうするかと。同じものを夏、秋も冬も作って、二毛作、三毛作にすれば、カバーできるのではないかと、周辺では二毛作などはやっていない。子供の頃は、麦を作っていた、い草を作っていた。今は作っていないので、普通に地域でやっていることに工夫を加えれば、面積が53パーセントでも二毛作にすれば、同じ作ができるとは思えないですけど、80パーセント作、三毛作にすれば240パーセントできる。だから、その53パーセントだから、140パーセントぐらいできる。そのようなことを中国農政局のソーラーシェアリングの担当に言ったら、ソーラーシェアリングの規則にないと、農家の人がするのだから、私は、投資でソーラーをやろうとしている。投資というかソーラーで儲けようと思っているのですけれども、農業者はソーラーで儲けて、一緒に作物を作ろうということでやろうとしている。それならやってみなはれと、規則にもないのだからという話に、農政局の担当者に責任を負わずにはいかないのですが、私自身がこれでいけると判断したところです。

(農地担当)

4番委員よろしいでしょうか。

(4番委員)

はい。

(農地担当)

11番委員お願いします。

(11番委員)

今まで、営農型太陽光発電を視察したのが、三重県でしたかね、営農型というのはパネルの高さを上げて、太陽光がある程度投下するようにして、私が見たのは水稲だったのですが、下でコンバインが動けるような状態で、営農型の太陽光発電をしていました。

今の話を聞いていたら、営農型ではなくて許可できるとすれば、パネルを上げていただいて、その下で作物が育てるような状態にして、作っていただければ許可をすることができると思うのですが、話を聞いていたら、パネルの下は作らずに、外だけだったら、外は営農型とは関係ないことですので、話がおかしな方向になっているのではないかと思います。

以上です。

(2番委員)

色々とお話を受け賜っていると、9千4百平米のうちパネルが4千3百いくつ、50パーセント以下のパネルになるのですね。

(申請人)

はい。

(2番委員)

今の説明を聞いていると、ソーラーシェアリング若しくは、高額な架台費用のため経済損失と書かれているので、あくまでも話を聞いていると、ソーラーありきの話ではないかと。ソーラーが4

千3百で半分以上が通路や何やらで、それで2倍も3倍も収穫があるというのだが、通路も必要になるのだから、今の架台が低ければ、ますます仕事がしにくいと思うのですが、その辺は、二毛作、三毛作と言われているのですが、今までの話を聞いていると、シイタケを作って赤字になったと。自己充実型で楽しみながら農業をやるっていうことと、相反するのではないかと感じるのですが、いかがでしょうか。

(申請人)

ソーラーシェアリング下、トラクターをどうすると、ソーラーシェアリングは、1キロワット40円で買い取っていた時代の話で、今は14円になってとても成立しません。

持ち出しが多くなると思います。今の楽しみながらという話は、言われているとおりに苦労して、汗水たらして作物を作るのが農家ではないかといわれると、そうかも知れないのですけれども、新しい農業は、所得を得ようと。汗水たらして所得が得られないのならば辞めると、今の大規模化はそうだと思います。多分、時代が変わりつつあるのだらうと思います。楽しみながら作っても、同じぐらいな作物が作れると私は思っています。

(2番委員)

楽しみながらというか、二毛作、三毛作をすると、ますます緻密な耕作、手の入れようが必要になってくるので、言われていることと、実際は相反するのではと感じてなりません。

先ほど、11番委員が言われたとおり、国の基準は2メートル以上ということですが、費用が余計にいる。高額な架台費用のため経済性喪失ですということを趣旨に書かれているのですが、基本的には、基準を守っていただければ、皆さんも許可できるという本来の姿だと思うんです。基本的には、今、米が平均反収が8俵というかたちで書かれているのですが、米だけの収穫を基準に考えていると思うんですが、二作、三作と言っているけど、無理じゃないかと感じるのですが、いかがでしょうか。

(申請人)

日照については、私は4割7分が減反だらうと思います。減反政策のね、だけでもその後を工夫して、園芸作物とかを作れば、減反分以上の収量、金銭的には重質量かもしれませんが得られると思っています。

(2番委員)

非常にいい回答なのですが、申しあげましたように、野菜等を付ければ、ますます手が必要だと感じるのです。だから何を作るにしろ、今、米が一番楽だと私たちは考えているので、それ以外のものが、例えば、4千379平米がパネルの下で、減反などの話もありますけれど、基本的には、実際にしてみて、通路は物を運ばないといけないし、通行しなければならぬかたちで、耕作する土地が狭くなるのではないかと感じています。

以上です。

(4番委員)

支柱の高さのことを聞きたいのですが、農水省の通知には、作業のやり易さとか、農機が入ると

きに農機が効率的に動けるということで、最低でも2メートルということを基準として掲げているのですが、これについて、申請人の計画を見ると、分かりにくいのですが、高い所で2メートル40センチ、低い所で1メートルで、立面図があるのですが、立面図を見てみると高いのが1メートル70センチの支柱になっているんです。低いのは81センチ、これは、支柱はどちらを理解していいのか、それから、2メートルの基準について、どのように考えているのか。

(申請人)

ソーラーシェアリングでは、2メートル、2メートル確保せよということですがけれども、実際は、3.5メートル、トラクターに乗って頭がぶつからない程度の高さになっています。そのようなことで値段も高いし、まだらに作っているということで値段も高いのですが、耕作の用に供すると、耕作をしている補助になるということにしたいのですが、下では基本的には、トラクターが動くのではないし、今、1.2メートルにしようと思っているので、近所のガラスの温室なんかを見てみると、十分に駆動がとれるだろうとかの高さにしています。

(4番委員)

現実には、立面図で見ると81センチが杭の支柱の高さになっていますが、高いのは1.7メートル、立面図。

(申請人)

ここに250ミリがありますよね、右側に、これを700ミリぐらいにしよう、これは見積もりで取った資料なので、そうすると多分下が120センチぐらい、子供ぐらいだったら立って動けるぐらいな、大人も頭に気をつければ作業ができるような高さにしています。

(4番委員)

80センチでは作業が。

(農地担当)

事務局へ、分かりやすく、このぐらいの大きさができるというのが作れませんか。

(主査)

分かりました。

(農地担当)

事務局に準備をしていただくので、準備ができるまで休憩といたします。

【午後3時3分から午後3時11分まで休憩】

(農地担当)

休憩前に続き、会議を開きます。

どなたか、質問等ありませんか。

8 委員お願いいたします。

(8 番委員)

今までのところで、私が聞いていまして、申請人からお話がありました、パネルの下には耕作をしない。作付けをしないという話だったのですが、重ねてのことになります、農振局長通知が大前提で、当該設備の下部の農地において、営農の適切な継続が確保されなければならないということになっていますし、先ほどの話では、どうかなと思うのですが、仮にお話の途中からパネルの下に日照が入らない部分にも作付けをするかどうかという部分で、若干、申請人の話も変わってくる可能性もあるのかなと思ひまして、重ねて前後するかもしれませんが、申請書の中に作付予定作物、今までのなかで若干お話が出てきていましたが、陰性作物であるとかという話もありましたけれども、これも農振局長通知では、一定の様式が定められていますが、申請書様式が決まっております。この通知にありますけれど。

(申請人)

この営農計画の書式ですね。

(8 番委員)

はい。

これに作付予定作物名というのが申請書で作成されていますけれど、私が見ていて、これに具体的な作物名、この様式の中には入れておられないので、よく見ると後ろに参考として、色々な作物名が載っていますが、表にされている中にも具体的な作物名の後ろに点々が入っていたり、クエスチョンマークがあったり、色々な書き方をされています。これは、あくまでも作付けをするとしたら、このようなものがありますよというようなことで考えればよろしいでしょうか。

(申請人)

かなりの部分は、我々が作った経験があるものです。

レンコンなどは作ったことがありません。かなりのものは作ったことが、色々な作物を作るのは、楽しいということもあって作ったことはあります。

(8 番委員)

分かりました。

下線のある部分は、経験のないということで書いておられますので。

(申請人)

はい。

下線を引いているは。

(8 番委員)

これは、確認のみです。

今回、先ほどの話の中では、ソーラーパネルの下では作らないという話もありましたけれど、仮に作るとして、本来ならば作らないといけないのですが、具体的なものとして、色々な例はありますけれども、現に何を作ろうとしているのかがよく分からない。どのように解釈すれば分からない

ところがあるのですが、それについてはどのように考えていますか。

(申請人)

陰性作物に近いものは、ドクダミ、ヨモギも入るのではないかという話をしていますけど、作ったことはない。ドクダミなんかは、別の所で生えてきている。そのような経験はあります。

(8番委員)

それは、分からなくはないのですが、計画として申請をするにおいては、具体的に何を植えるかということと、それに対しては8割以上の収量がないといけない。そのようなことが許可条件になっているのですが、これでは植える作物があるといいながら、具体的に何を植えようとされているのが、まったく分からないのですが、具体的に教えていただければと思うのですが。

(申請人)

許可になったら、どんどん考えていく。

経験があるものも作って行って、後に続く人のために、そのようなものを作っていきたいと思っています。まだ、これを作るのだというのはなくて、これを作りたいという程度がこの表です。

(8番委員)

現在のところは、具体的なものは考えておられないという解釈でよろしいでしょうか。

(申請人)

具体的には考えていないが、こういうものを作っていくという決意はあります。

(8番委員)

申請書上、個人的な解釈かも知れませんが、申請の段階では、その次のところにもありますように、1年目に何を作り、作業量など、そのようなことを求められているんです。手続上。

(申請人)

ソーラーシェアリングでは、そのようなことをしています。

ドクダミはあまり聞いたことがないのですが、シャシャキではなくて、あのようなものだとか、あまり聞いたことがないようなものを作りますと書いて申請しているようですが、私はその責任は、成果、収穫量はこのくらいありますと、これくらい達成しますという約束はできない。ということもあって、そのようなこともあって、このようにやりたいと、皆で話し合いながらやっています。

(8番委員)

今の段階で、でき上がっていただけないのではないかと思いますのですが。

それは、今後のことと考えているのですか。

そうですか。

(申請人)

はい。

今日、男衆が2人来ていますが、やる気満々だと私は思っています。

(8番委員)

それと、農振局長通知を見ると一時転用許可の手続きで、許可申請に要する書類というところで、

下部の農地における営農の影響の見込み及びその根拠となる関連データが求められています。これにあたるものが申請書に見当たらないのですが、そうすると、申請人の考えでは、これがそうなのかと、野立架台方式農地ソーラーでは、農業者自身の経験、知識による自己判断、自己採点で十分適切だと書かれています。そうだとすると、農振局長通知のなかの先ほど申しました、必要な知見を有する者の意見書にあたるのであれば、これは、自分の判断でされるという解釈になるのでしょうか。

(申請人)

独自にと、ただ米が8俵取れると反8俵取れると、ごく普通だろうと、その程度の周辺の経験、たとえばシキミを一年に千本作れとか、一万本作れといっても多分シキミを作った経験のない、陰性作物を作った経験のない人が、シキミなんか難しいと思いますけど、そのような根拠がいます。普段、私は米を作る気はないのですが、米を作ったら8俵、できたら10表作りたとか、その地域の常識的な収穫量、地域の農家の人が知っている、だれも有識者に証明して欲しいとか思わないと思うのです。

(8番委員)

一般的にその周辺で作られている作物であれば、それは一回の収穫の時にどの程度収穫できるかおおよその見当ができるのか分かりません。日陰ですから、今の高さでも無理でしょうから、そのようになれば、作ったことのない経験のないものも作らざる得ない可能性もあるわけです。だとすれば、余計に自身の判断でということもあるのかも知れませんが、知見を有する者の意見書が更に重要になってくるのではないかなと思います。

その点、いかがでしょうか。

(申請人)

農林省の統計では、どの程度あるか分かりませんが、かなりのものが卸売市場、生鮮市場とかで扱っているとかあるので、その辺の集計を持ってくれば、多分、有識者の方よりも正確なデータが出せると思います。

(8番委員)

当然のことながら、通知はお読みなっているわけで、その上で自己採点で十分だと言われるのが、私とすれば、理解に苦しむところがあるのですが。

(農地担当)

よろしいでしょうか。

8番委員がお話されている局長通知、今回、農地で何を作って、例えば、ハウレンソウが2アールで、何キロになる根拠データ、その計画に対する知見の意見書が必要であると通知にありますし、パネルの高さ2メートル、それとパネル下部で80パーセントの収量を維持する。どれも必要な条件になってくるのですが、その話は事務局から申請人へされていますか。

(主査)

本日、お配りしている農村振興局長通知に基づきまして、今年の4月17日に申請人が来庁され、

今回のような申請を出すからという話がありました。その時に先ほどの基準に基づきまして、パネルの高さであるとか、下部における営農について説明をさせていただいております。

以上です。

(農地担当)

この件についてですか。

(主査)

この件について、説明をさせていただいています。

(農地担当)

事務局へ確認をしましたが、申請人も事務局から、ただ今の通知に対する許可条件等の話を聞いておられますか。

(申請人)

はい。

ソーラーシェアリングとの対比だとか、そういう話は聞いております。ただ、さっきも言ったように、ソーラーシェアリングとは違うんだけども、ソーラーシェアリングの精神に準用して申請しようということさせてもらっています。

(農地担当)

分かりました。

(申請人)

令和3年の3月までには、収穫量がどれくらいあったとかという報告はすることになっていますので、そのようなことはします。

(農地担当)

許可後の報告ですね。

許可設置後に毎年度、報告しなければならないことですね。

(申請人)

はい。

その要件は、今の条件を満足して結果を出さなければ、色々な注文が出てくると思います。

(農地担当)

現時点では、何を何アール作って、何キロ取れるとかという細かい計画は出せないということで。

(申請人)

何を作るというのは、これから、これがいい、あれがいいと議論しながら、沢山取れるとか話をしながらやっていきます。

何かを作るのは確かだが、何を作るかは。

(10番委員)

作物の検討を言われていましたけれど、東阿曾に適したものは、地域で分かっていると思います。ここの沢山書かれているのは、参考に過ぎないと思います。東阿曾地区には、野菜だったらこれと

これというようなことを、今研究するのではなく、申請書提出時に当然に野菜の作物の品目が選定してこれを作るんだと、これを80パーセント以上作っていくんだという気持ちでやらないと、書けるだけ書いたということでは困ります。皆さんが言っている太陽光の高さは、作物の栽培において効率的な農業用機械の利用が可能な高さ、最低の高さが2メートル以上確保しなければならないようなことは、当然に知っておられる。知っておりながら、1メートルを切った話、下部での作業ができない。作物を作らないというのは、営農型の太陽光の設置は、農業委員会事務局が指導したにも関わらず、聞いていなかったのかなという感じを受けます。許可になるには、どうしたらいいのだろうか、あまりにも聞いておきますと、私の思いは、自論が過ぎるのではないのかなと、国の基準に従わないのが、あまりにもひど過ぎるという気持ちがあって仕方がないのです。

そのようなことを、農業委員会の方が思われているのではなかろうかと、作物の名前を書いても、阿曾に適しているのは何ですか、東阿曾の人に、いくら書いても、私も野菜を作っています。人参とかさつま芋とか里芋とか、これだったら、これくらいできる同じように頑張っても天候にもよるのですが、80パーセント目指すということは、努力をしなければいけない、楽しんでしようということでは、多分無理だと思います。太陽光ありき、太陽光で稼ぐという感じでしかないのではないかと思います。

申請書を提出するときに情報収集して、申請人の理屈ではなくて、基準をクリアできるようなかたちで、私はこう思う、私の言うことを聞いてくれということでは困ると思っています。

以上です。

よろしく願いいたします。

(申請人)

作物については、地域で何を作っているか、東阿曾で園芸作物は盛んではないので、それをちゃんとしていなかったのは、悪かったと思います。

もう一つ、ソーラーシェアリングが法令に基づいていないと言われるのは、私はソーラーシェアリングの方式とは違うんだと、ソーラーシェアリングは町の人のために農地を、その時代は土地が足りなかったのです。40円の時ほどんな土地でも儲かったのです。そのようなことで農地に目を付けたということで、農村の振興にもなるということで農林省が勧めたと思っていますのですけれども、ソーラーシェアリングと今の時代の収益が上がるソーラーとは方式が違っていたらいいと思います。それで、2メートルにするのは、多分、今は、1.2メートルか1.3メートルで一番右の端がなっていると思います。それを70センチ上げるのは可能です。あまりすると台風で吹き飛ばす、千葉は吹き飛ばしたとかありますけれど、それは可能です。

(農地担当)

休憩中にパネルのサイズ等の模型ができていますので、席を立っても構わないので確認をしていただければと思います。

(林修司委員)

模型を作ってくださいありがとうございます。

よく分かると思うんです。

模型の中に、落ちているのがあると思うのです。ブレスが入っていると思うんです。実際に作業をするとすれば、ブレスを模型に付けていただければと思います。

(農地担当)

筋交いですよ。

(林修司委員)

はい。

(農地担当)

確かにブレスは入っているのですが、その点について事務局から説明してもらえますか。

(林修司委員)

作業するとなれば、絶対にそれが邪魔になるんです。

作業できるかどうか、下に植えられるかを検証したいと思いますので、ただ、そこにブレスがあると、申請人は通路と言われていますけれど、実際にかがんで通らなければならない話です。そのようなことが、現実にはできるわけないんです。長い間をかがんで持って運ぶということは、非効率的な話で、実際に作業するのであれば、2メートルということになるのではないのですか。そのような話の中で、実際に作業ができるかどうかを検証しなければならないと思うのですが、どうでしょうか。

(農地担当)

分かりました。

少し時間をいただければ設置します。

ブレスがなしで確認をしていただければと思います。

(申請人)

ガラス温室の軒の高さだとか、私の父がブドウ農家の出身なので、見るチャンスがあるので、この高さは低いと思います。この高さは右側にビニール被覆を作ろうかとぐらいの感じで高さを設定しています。

(林修司委員)

先ほどから、話を聞いておりますと、ソーラーパネルの下には作物を作らないことが前提で話をされているように思われるのですが、低い所に被覆を作ってという話がありましたが、そのようなことを講じて、作物を作るという話なのでしょう。

(申請人)

日陰の作物は作りますけれど、それは普通の作物ではないと私は思うのです。

薬用の草だとか、地域で作っているものを日照作物ですね。それは作れないと思っていたので、今は作らないと言ったのです。ただ、通路を作ったり、できた物を置いたりする耕作の用に供すると、耕作に使うわけないのだけでも、耕作のために使う土地として使えるだろうと私は思って申請しているのですが、言われるようにドクダミを作ってみたり、そのような事はやってみたいと思

ます。

(林修司委員)

色々と作物を作付けする種類のことが列挙されておりますが、その中の下の行に陸生小生動物、水生小生物、ミミズとかホタルとかドジョウ、タニシ、川エビ、川ガニとかありますが、このようなものでは、当然、頑張って作ったとしても、利益が出るものではないと思うのですが、このようなものは農作物として認められるのでしょうか。

事務局へ確認をしたいのですが。

(農地担当)

事務局お願いをいたします。

(主査)

今、言われました生物は、農作物ではありません。

農地とは、耕作の土地に供される土地をいいます。それについて、耕作とはということですが、土地に労費を加え肥培管理を行って、作物を栽培すること。これが耕作になりますので、今、言われました生物は、農産物ではないということです。

(林修司委員)

ありがとうございます。

色んな種類のものを挙げられて、質問が重複するかも知れませんが、楽しい農業をやっておられるということだと思いますけれども、やる以上は、利益が出ないとやった意味がないと思うのです。働くということは、利益ありきですから、そのような中で色々なものを書かれていますけれども、そのようなもので利益を出そうと考えておられるのでしょうか。それとも、ソーラーだけの利益で農業をやっておられる、働く人もおられますけれども、農業の利益は、働く人に対しての利益が出るのでしょうか。

(申請人)

これでは、人件費も出せません。

今も地食べに出したり、ハッピーマートに出したりしています。売上げはあります。ただ、それで人件費を全部出せるとか、運営費を全部、私にはできません。兼業農家の人が多いと思いますけれども、収支を見たら一町の田んぼで、コンバインがあるは、トラクターがあるは、田植え機があるはとか、減価償却、多分、農業では収益は出ていないと、兼業で稼ぐだろうと思いますけれども、そのような感じで、今は、農的生活を苦勞してではなく、楽しみながらやっているという満足を得ながら、兼業農家だったら主食の米を作っているんだという満足のために、収益を出したわけではないと思いますけれども、やってくれるのだらうと思います。私もその感じですが。現実には市場へ出したりしています。

(林修司委員)

農業をしながらソーラーで農業に利益も出してというのは、誰しも望むところであります。ただ、農業で利益が出せないということを前提にされているようなので、私ども農業をしております。一

町程度、その中で利益を出そうと思って、色々と考えながら、省力化、効率的な方法、それから、肥料をいかにして安いものを使って、効力のあるもの、沢山取れる方法を考えながらやっています。これは私事ですが。

今まで聞いておりますけれど、何らか趣旨が違うのではないのかなと思われまます。

それと、プレスを入れていただきましたが、その中で作業をするということになりますと、頭をかかめて通らないといけない。それから、図面でいえば、プレスがあるから南北へは通路ができな
いと思われまます。ただ、一番高い所の次のソーラーとの間の所は、こちら側から見ると柱が立っ
ている左側、そこは通路に使われるのではないかと、殆ど死んだ土地ではないかと。要するに私が思う
には、そのような構造であるから物が作れないと思われまます。作らないのではなくて、作れないの
ではないかと思われまますのですが、どうでしょうか。

(申請人)

ソーラーシェアリングにしたら良いのではないかとということだと思われまますのですが、ソーラーシェ
アリングの方式なら私はソーラーはやりまません。理由は大赤字だからということだ。事業としてし
ようとしているので、趣味じゃなくて、それは不可能だ。

(林修司委員)

そうですね。

私も言わしてもらいまましたけれども、働く以上は利益を求めて働いて、誰も利益をなしで労力を出して働く人はいないと思われまます。そのようななかで、農業とソーラーと両方でやっ
ていこうということに関して考えていけば、ニュアンスが違うのではないのかなと思われまます。今、農業委員
会へ集まっていますけれども、皆様がどのように思われましているか分かりまませんが、ソーラーでこうい
うことで、高さの話も聞いておりましたけれども、費用が掛かるということだ、最初から低い設定あ
りきで、これが出されたのではないのかなと気がしてならないのですが、どうでしょうか。

(申請人)

普通の高さの在来のソーラーとほぼ同じにして出したものだ。下では作らないと、ここの右は
ビニール被覆とかで、さっきの二期作とか二毛作とか三期作、三毛作とかできるように、あれだけ
あれば十分ビニール被覆だ。いいのではないかと、思って高さは決めていまます。今日、言われ
ているように右端、2メートル、子供は160センチぐらい、170センチぐらいあれば大丈夫、
それが、80センチか90センチだ。あと1メートルぐらい高くすればいいと思われまますので、コスト
アップせず、まだらにするのではなくて、コストアップせず、可能でありまますので、そのように
したいと思われまます。

(林修司委員)

ソーラーの下には、作物は付けないということだよろしいでしょうか。

(申請人)

申請はそのように出していまますが、今日の話で下にヨモギとかドクダミとかを作っ
ていけると思われまます。利益を上げようというのではなくて、楽しみながらやったらいいんだらうと、農業者へ

そのようなことをいうのは失礼かもしれませんが、耕作の用に供される土地として、日がまったく当たらない所の作物，半分くらいの所までは，可能だと思います。

(林修司委員)

ありがとうございました。

以上にしときます。

(農地担当)

他にありませんか。

(10番委員)

色々なことを討議していますけれど，国の通知で最低の高さが2メートル以上を確保してくださいというお願いをするも，申請人が，あまりにも自論でこれはできる。ここは作らないという話を事務局が詳しく説明をしても自論が過ぎたのではなかろうかと心配をしています。ですから，日本国憲法を守っていただいて，営農型の太陽光はこうなんだと，私はやるんだという話では，農業委員会を馬鹿にするなどということになってしまうので，やはり農業委員会事務局からのアドバイスがあるのに，言うことを聞かないということでは困るし，日本国憲法に基づいて，太陽光がスムーズに許可が得られるように，今日の議論がどうなんだと皆が心配しております。時間の無駄かなど。作物でも東阿曾では何ができるんだと，秦であればブドウができるし，二毛作，三毛作もできないことをできるという。何か聞いていても，●●さんすばらしい，このように太陽光を設置するのだということで，そのようにすれば賛同もできるだろうし，今では反論しかないのかなという感じです。

言い過ぎました。

(申請人)

一つは高さを高くする。下部で陰性作物を作る。もう一つは地元の，僕らが子供の頃は，19軒あったそうなんです。今は9人しかいない。9軒しかいない。たった50年で我々を除いて，一番若いのは多分75か6歳。そのようなことで。

(10番委員)

太陽光の話ですから。

(申請人)

うちの地区が，年齢にもよりますけれども，仲間に入れて作っていただければと思います。

(小西委員)

よろしいでしょうか。

(農地担当)

どうぞ。

(小西委員)

今，農地がどんどん減少しているんです。基盤整備を含めて国の予算を使った。それでも減っているんです。それが，ソーラーをやって農地へ，その下に作物を作らない。作っているんですけれ

ども、1町3反ですか。その中の40パーセントですか、実際に耕作する面積は、残りは作らないわけですね。

4千3百平米でしょう。

実際に作るのは。

(申請人)

そのとおりです。

作物を作る面積は減ります。

(小西委員)

農地よりも山林とかがいいのではないのですか。

山林を開発して設置するとか。

農地以外で。

(申請人)

現に書いてありますがメガソーラーを、岡山県では、個人では2番目のメガソーラーを作っています。すごく儲かっています

(小西委員)

なぜ、農地に作られるのですか。

(申請人)

採算が合わなくなるからです。

農地に作ったのが安い。

それだけです。

(小西委員)

農地に作ったのが、いわゆる貴重な農地を犠牲にして作られるのですか。

(申請人)

はい。

それに反論すると、減反政策だとか、耕作放棄地がどうして増えているのか。私も今日、出している資料に、総社市のなかで田んぼが1町5反、総社市のなかで昔は、畑だったり田んぼだったりした子供の頃はそうだったんです。それが1町8反もあるんですね。この太陽光で山林に作るよりは、傾斜地が緩いから作ればいい、そのように持っていけばいいと思います。

(小西委員)

開発経費が少なくてすむから、農地に作られるということですね。

何を作物をするか決まっていない。先ほど、色々と言われてはいますが、陰性作物ではないですね。ドクダミとかヨモギとか。これはかなりの日照が必要なんです。シキミにしても高さが必要なんです。1メートルとか1.5メートルではシキミはできません。

(申請人)

頭を打ちますよね。

(小西委員)

作れるような言い方をされていますけれど。

(申請人)

10番委員へお答えしたように、今、1メートル弱だと思います。

一番右側でも頭を打たないけれど、170センチか180センチぐらいには、この方式でコストを掛けずにできますので、そうしますと。

(小西委員)

できたとしても、すべて手作業ですよ。

機械は入らないですね。

(申請人)

機械は入らないです。

(農地担当)

●●さん、現時点でこの申請書受理しておりますので、作物の話、高さの話がありましたけれど、総会は、この申請内容での審議をさせていただきます。その後、修正されるのは別の話とさせていただきます。

委員方々へもよろしく願いいたします。

(小西委員)

分かりました。

以上です。

(農地担当)

質問もかなり出ましたが。

他にありませんでしょうか。

(4番委員)

営農計画書の営農者の属性欄があるのですが、添付資料の9、この営農者の属性がアからオまでに分類してあるのですが、アのところに丸が付けられていまして、認定農業者のところは三角ということ、昨年8月に申請中となっております。現在、●●さんは、担い手になっておられるのですか。

(申請人)

認定農家ではありません。

ただ、私は、日本の●●の農村を担っていこうと思っていますけれども、公的機関の認定はありません。

(4番委員)

効率的かつ安定的な農業経営の欄、アの欄ですが、ここに丸が付いていますが、これは自身で該当するだろうということで、判断をされたということよろしいでしょうか。

(申請人)

農業経営ですから、儲かっているかという話だと思うので、効率的に儲かっていると思います。

(4番委員)

赤字になってから、農業はという話があったりしたのですが。

(申請人)

耕作物についてですが、私は税務申告で農業で、ソーラーを込みにして出しています。

(4番委員)

ソーラーは黒字になりますでしょうね。

(申請人)

昔の耕作地を使ったソーラーですけれども、今回は、現の優良農地です。昔の農地を使った農地ソーラーは儲かってます。

(4番委員)

電気事業法とか電気工事士法の法律があって、発電能力によって50キロワット以上の場合、有資格者による設備工事が義務付けられていますけど、資料には、手作りで仲間で設備を作るといような記述もあるのですが、これについては、有資格者を入れて作る予定はないのですか。

(申請人)

電気工事については、●●電器さんが第1種電気工事士を引っられて、電気工事とは、どのようなものかという、裸の電線を接続するところからが電気工事なんです。はめたりするのは電気工事ではないんです。太陽光パネルを置いてソケットをはめることぐらいは、我々でやろうと、後は高圧ですから6千ボルトにしたりするのは、その資格者へお願いをします。工事以外にも運転しただしたら、高圧なので電気主任技術者が必要です。それは、中国電気保安協会にお願いをしています。電氣的なところは、遵法精神でやっています。

(4番委員)

分かりました。

(15番委員)

いいですか。

(農地担当)

はい。

(15番委員)

平均収量が米8俵と書いてあるのですが、ソーラーの下には植えないということで、ソーラーの地番はどこどこになるのですか。

(申請人)

8筆ありますが、8筆全部です。

(15番委員)

全部にするのですか。

ソーラーの下で、米が8俵できるのですかと聞いているのです。

(申請人)

これは、地域の平均収量です。

許可を受けようとする土地のことを書いています。

数年前までは、90歳の母親のいところが、作ってくれていましたが、私は米は作っていません。

(農地担当)

説明をいたします。

鑑の資料の真ん中ですが、今回、一時転用を受けようとする筆の平均単収の平均収量ということで、8俵を書かれている。

(申請人)

そのとおりです。

(農地担当)

そこで、米を8俵作るということではありませんので。

(15番委員)

はい。

(農地担当)

いかがでしょうか。

(2番委員)

この議論をしていたら、時間がいくらあっても足りないので、基本的には申請人が、国が決めた2メートルにするということをおっしゃれば、話がつくのではないかと感じがします。

このなかで見ていると、自分としては、ここで申請書の中で、稲作等の粗放作物を除き、労働集約精密作物に重点を置くという話なので、2メートルにして、その下に植えたらどうだということを考えたらいいのではないのかなど。このままだと、時間がいくらあっても堂々巡りになってしまうので、考え方を考えていただければいいと思うのですが、いかがでしょうか。

(林齊委員)

それに対しては反対をします。

(農地担当)

林委員、少しおまちください。

今回の申請は、この申請書で審議します。

その後の話、先ほど、申請人から低いところの高さを2メートルに近いものにしてもよいという発言もありました。そうなれば、パネル下部で作れるものの考えようがあると思います。

ただし、本日の審議は、この申請書で審議しなければなりません。今後、今までの話の中で変更する意思があると思っています。

その確認を。

(申請人)

この場で、はい分かりましたということでしょうか。

(農地担当)

そのつもりがあるかということです。

(申請人)

ああ。

耳が聞こえていないので。

(農地担当)

時間もかなり経過していますので、委員の方々からの質問を終了させていただければと思います
が。

いかがでしょうか。

(委員)

ありません。

(農地担当)

申請人の方もよろしいでしょうか。

(申請人)

何かやってみられと、そのうち駄目になったら潰れるだろうというぐらいなことで、やってみな
はれと、やっていただけたら、多分、総社市の農業の農村、特に私の地域の中山間地域の役に立つ
と信じていますので、よろしく願いいたします。

(農地担当)

●●さん、長い時間になりましたが、どうもありがとうございました。

この後、休憩を挟みまして審議に入りますので、よろしく願いいたします。

●●さん、ありがとうございました。

(申請人)

よろしく願いいたします。

~~~~~ 申請人【退室】 ~~~~~

(農地担当)

委員の皆さん、時間も過ぎておりますが、ここで休憩といたします。

4時10分まで休憩とします。

**【午後4時6分から午後4時10分まで休憩】**

(農地担当)

休憩前に続き、会議を開きます。

申請人からの質疑等を終えまして、今回の4条、東阿曾の件につきまして、審議を再開いたします。

先ほどの説明を受けまして、地元委員の方から意見をいただければと思います。

4番委員お願いをいたします。

(4番委員)

先ほどから、意見を長時間聞いてきたのですが、この営農型発電設備の計画の営農計画書、これは、確認をしてきましたけれど、本人の考えていたことと実際に基準として規定していることが、かなりのズレがあって、ご本人も修正するといった話がありましたので、今回は申請についての審議になると思うのですが、営農の適切な継続という面から見ても、かなり今の計画では無理があるように思っています。このようなこともありますので、慎重に審議したいと思います。

以上です。

(農地担当)

次に、林修司委員お願いをします。

(林修司委員)

前提で現地調査等につきましては、問題がないというかたちで発表をさせていただきました。ただ、今回、色々話をされたと思いますが、4番委員と同じく、そのように思っていますので、審議の程、よろしく願いいたします。

(農地担当)

局長通知の2の括弧の2のオにあります、営農型でありますし該当地は農振地域であります。この場合、農業振興地域整備計画の達成に支障の有無を市の農業振興地域制度担当部局へ確認しなければならなくなっています。

これにつきまして、事務局から確認をしていますので報告をお願いします。

(主査)

令和元年9月17日付けで、総社市長片岡聡一より回答をいただいています。

内容を朗読いたします。

「令和元年9月17付け、総農委第195号で依頼のありましたことについて、農業振興地域整備計画の達成の支障については、農業振興地域整備計画の達成の支障について、営農型発電設備太陽光発電パネルの支柱の高さが、2メートル未満であることから、その下部の農地における農作業の効率化について、支障があると考えられる。」

以上です。

(農地担当)

どなたか、この件につきまして意見等ありませんでしょうか。

(8番委員)

先ほどと同じようなことになるかも知れませんが、今回の申請によると、全くパネルの下は利用

しない、作付けをしないということですので、その部分だけをもって今回の一時転用の対象外と言わないといけないのかなと思います。また、本件については、不許可とする以外にないだろうと私自身は思っております。ただ、先ほどの経過を聞いていますと、このようにしたらいいですよと言い過ぎると、次回に影響してくるのではないかと思っております。その部分については、改めて審議する以外にないだろうと思っております。

以上です。

(農地担当)

ありがとうございます。

意見にもありましたように、作付する作物についてありました。

支柱の2メートルの高さについて、意見等ありませんでしょうか。

(小橋委員)

営農型発電ということでの申請であります。農林水産省からの基準は、是非守っていただきたい。そうでなければ、今後、いろいろな人が申請されると思います。その都度、基準なり農作物なり審議していくと大変な作業になります。ですから最低限の基準は守っていただかないと許可するわけにはいかないと思います。

以上です。

(農地担当)

他にありませんでしょうか。

支柱の高さにも関連しますが、パネル下部においての効率的な作業について意見をいただければと思います。

話が出ませんでしたでしたが、パネルの配置につきまして、一部パネルが2枚連続して設置される所があります。南北方向に連続して8メートルになる部分もあります。

(11番委員)

連続してする場合、特に光の透過率が悪くなるので、高さは確保していただくのと、若い人がするのか高齢者がするのかにしても、余計に作業が辛くなって、農業的には高さがないと、そもそも下部で作付けするという事なので、やはり効率よく作業ができるような高さでないと、基準はきちんと守っていただければと思います。

(農地担当)

11番委員からも話がありましたが、連続してパネルが設置される所が2箇所あります。8メートル連続して、事務局が作ったこの形が2連続で並ぶことになりますので、当然に南北の通り抜けも難しくなるのかなと、営農上の問題が出てくるのかなと思っております。

他にありませんでしょうか。

(2番委員)

前から言っているとおり、あくまでも国の基準を守っていただいて、ソーラーの下も農作物を作る計画をしていただければ、スムーズに進むのではないかと感じます。

以上です。

(農地担当)

整理いたします。

提出された申請書に基づいて審議をしていくなかで、今回の基準となります局長通知の要件に照らしまして、まず、パネル下の作物の営農計画、その営農計画を審議するなかで、その下部での80パーセントの収量が維持、確保できる客観的データ及びこの通知にもあります知見者等からの意見書ありません。また、営農計画も現在でも定まっていません。次に、パネルの高さが、おおむね2メートル以上必要だが、現状ではそれが賄えない。パネルの下部における営農の支障があるということが考えられると思っております。

他に事務局からありますか。

(主査)

特にありません。

(4番委員)

今日、申請人から話を聞いて初めて分かったのですが、申請書を書く段階では、パネルの下では一切農作物は作らない。周辺で作る計画になっていたんだろーと思います。だから利用する農業機械の欄が不自然だと感じていたのですが、小型耕運機が2つとか、機械類の使用が一切ないような状況の計画になっています。4千平米と全部で9千平米、9反ですか。そのような面積で作物を作るのに農機具がなくては、力が有り余るような人でないと作れないと思います。計画自体が、営農を前提とした計画とはずれていたもので、今回はやむを得ないのですが、次回、申請されるようであれば、きちっとした計画で、事務局との話になろうかと思うのですが、使用する農業機械とか補助力作業着具がありますが、これはアシストスーツとかと思うのですが、そのようなことを具体的に作付計画と具体的なところで、計画として出していただくようお願いしたいと思います。

(農地担当)

まず、繰り返しになりますが、今回の申請につきましては、パネル下部の農地の作付けにおいての収量達成目標、第三者が考えられる営農計画等が不足している。何を作って、何で収量を上げる等の見通しが、第三者から見て判断できない。この点におきまして、下部の農地における営農の適切な継続が確実であるとは認められないと考えざるを得ないと思います。次に、申請書では、支柱の高さが1メートルから2メートル。また、パネルが2基連続して、8メートルの連続したパネル設置になる箇所もあります。支柱の高さについても、通知にありますように、農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていることに該当するとは認められない申請になっていると思われます。さらに、パネルの大きさにつきましても、下部の作物にも関連いたしますが、下部の農作物の生育に適した日照量を保てるかどうか、これも現状では認められないと考えられます。

以上のことから、今回の申請について判断をするようになろうかと思いますが、先ほどから、話が出ておりますように、今後、例えば、申請の見直しがあったとしても、それは新たな申請で、新

たな審議となりますので、ここがこのようになれば良いのにとの話もありますが、別審議の話になりますので、よろしく願いをいたします。

この申請書での可否を決めていきたいと思います。先ほど、申しました確認要件、許可要件を満たしていない部分があります。よって、今回のこの4条案件は、許可することができないと判断してはいかがかと思えます。

これについて、何か意見等がありますでしょうか。

(委員)

ありません。

(農地担当)

なければ、採決をさせていただきます。

事務局、準備をお願いいたします。

議案第41号、農地法第4条の規定による転用許可申請の5番、東阿曾の件につきまして、不許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

農業委員さんのみの方になります。

(次長)

全員であります。

(農地担当)

挙手の方、全員であります。

よって、不許可といたします。

この4条、5番の案件は、農地法第4条第6項第1号イを適用して、許可要件を備えていないと認められることから、許可することができないと判断します。

この件ですが、岡山県農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要だと思います。

(農地担当)

岡山県農業会議へ諮問すべきかなと思います。

総社市での初めての営農型の案件でもありますし、県農業会議の意見も聴いてみたいと思いますので、総社市としてこの申請では、不許可の意見であるということで、諮問会議へ諮らせてもらえればと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

総社市農業委員会は、農地法第4条第5項の規定を適用し、岡山県農業会議へ意見を聴くことといたします。当農業委員会は、許可要件を備えていないと認められることから、農地法第4条第6項第1号イを適用し、許可することができないと判断するとの意見を述べることについて、農業会

議へ意見を求めることとします。

皆様への確認ですが、県農業会議、諮問会議への意見が、農業委員会と同じ意見の場合は、県農業会議の答申があった日をもって、許可しないことといたします。また、農業委員会と異なる意見であった場合、農業会議の答申のあった日付の次の総会で再審議とさせていただきます。

よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(農地担当)

この申請は、岡山県農業会議へ諮問することといたしました。

### **【議案第40号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】**

(農地担当)

それでは、次に入らせていただきます。

議案をお戻りいただきまして、議案第40号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について入らせていただきます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

**【議案第40号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】**

### **【受付番号26番】**

(農地担当)

それでは、2ページ、26番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員)

受け人と渡し人は、親子関係であります。

受け人は総社へ住まわれております。渡し人の父親も体調が悪いということで、この際、息子へということで申請になったものです。

地元としては、問題はないと思いますので、よろしくご審議の程、お願いをいたします。

(農地担当)

浅野推進委員、補足等ありましたら。

(浅野推進委員)

問題はありません。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

26番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、26番は許可されました。

#### 【受付番号27番】

(農地担当)

続きまして、27番、赤浜の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員)

この件の農地は、犬飼委員にも調査をしていただきました。

申請地は、長年にわたり受け人の方が耕作をしていました。

この度、渡し人の要望で所有権移転をすることになったものです。

受け人は、地元では大規模な農業者で農業経験も長く、これからも農業を拡大していこうと意欲のある方だと聞いております。

地元としては問題ありません。

審議の程、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、犬飼推進委員、補足がありましたらよろしく願いいたします。

(犬飼委員)

特にありませんので、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

27番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、27番は許可されました。

#### 【受付番号28番】

(農地担当)

続きまして、28番、福井の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(3番委員)

当該案件であります。場所は泉団地の南側、福井地区の田園地帯になります。

先月、先々月でしたか、同様の案件がありましたが、持分20分のいくらかを持っている分を受け人へ渡す案件であります。耕作自体は、受け人がずっと行っております。今後もその予定であります。何ら耕作の状況が変わるものではありません。近隣の営農者へも確認をしましたところ問題はありませんでした。地元として問題ないと考えておりますので、ご審議の程、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

28番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、28番は許可されました。

#### 【受付番号29番、30番】

(農地担当)

続きまして、30番の秦と4ページの29番の秦は、関連する案件でありますので、一括して審議をさせていただきます。

それでは、この2件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員)

この案件は、渡し人の方が何年か草の管理をしていたのですが、ここ何年かできなくなりました。また、申請地は、受け人の北側になりますので、今回、受け人の方が譲り受けたいということで、今回の申請になったものであります。

申請人は、ブドウを栽培しており、きちんと営農もされていることから、地元として問題ないと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、29番の案件であります。渡し人の母親が農地を管理しておりましたが、今回、足を悪くされたことから、今回、身内になります受け人の方への権利設定ということで、今回の申請になったものであります。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

地元の小橋推進委員から、願いをいたします。

(小橋委員)

12番委員の報告のとおり、特に問題はありません。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、この2件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(2番委員)

備考欄の金額は、申請面積の金額ですか、それとも10アールの金額ですか。

(主査)

これは、申請面積の金額になります。

(2番委員)

分かりました。

(農地担当)

この件につきまして、12番委員、何かありますか。

(12番委員)

この土地を渡し人が買うときに、結構な金額で買われているので、そのようなことで、この金額になったものと思われま。

(農地担当)

よろしいでしょうか。

(農地担当)

他にありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

3 ページの 30 番, 4 ページの 29 番, これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

#### 【受付番号 31 番】

(農地担当)

続きまして、31 番, 宇山の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(10 番委員)

この件につきましては、受け人と渡し人は親戚関係になります。

受け人の方は、現在、3 町 7 反ほど営農されており、特に問題はありません。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

黒瀬推進委員から、補足がありましたら願いをいたします。

(黒瀬委員)

10 番委員の報告のとおり、問題ありません。

(農地担当)

植田委員から、何か補足がありましたら願いをいたします。

(植田委員)

報告のとおりであります。

補足等ありません。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

31 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、31 番は許可されました。

【受付番号32番】

(農地担当)

続きまして、32番、山田の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(13番委員)

この案件の申請地は、山際ではあるのですが、ほ場整備をされた土地であります。

渡し人の方は、数年前まで自分の食べる野菜等をされていたのですが、親父さんが亡くなられてから、自宅前にも菜園もあるし、そこまでしなくてもいいということで、草刈りのみをされている状況であります。また、受け人の●●さんは、高齢ではありますが、野菜を作って産直などへ出荷されているような方です。それで譲って欲しいという話で申請になりました。

申請書記載の内容等を2人に確認をいたしました。相違はないし、チェックシートに関しても全項目、支障のあるようなことはなかったのです。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

では、採決いたします。

32番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、32番は許可されました。

【受付番号33番】

(農地担当)

続きまして、33番、福谷の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員)

受け人の方は、申請地を長い間、きちんと水稻を作られておりました。今回、申請地を譲り受けたいということで今回の案件が出ております、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

小橋推進委員、よろしくをお願いいたします。

(小橋委員)

12番委員の説明のとおりであります。

特にありません。

(農地担当)

この案件につきまして、ご質疑、ご意見等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

では、採決いたします。

33番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、33番は許可されました。

以上で、議案第40号の審議はすべて終了いたしました。

#### **【議案第42号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当)

次に、議案第42号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

事務局よりお願いをいたします。

(主査)

**【議案第42号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

#### **【受付番号42番】**

(農地担当)

それでは、42番、東阿曾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員)

この案件、東側が道路、西が水路、南が住宅、北側が防火水槽になっています。

問題ないと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

この5条申請は、特に問題ないと聞いています。

詳しくは、林推進委員が調査をしていただいていますので、林委員からお願いしたいと思います。

(農地担当)

林委員お願いをいたします。

(林修司委員)

報告にもありましたように、東が道路、西が堤防の法、南が宅地、北が防火用水になっています。この件につきましては、申請者が駐車場で困ってしまして、現地でトラブルがあったように聞いています。たまたま土地が会社の北側にありまして、話がまとまりましたので、今回の申請になっています。用水なんですけど、農業用用水の分断はなく問題はありません。排水も既設の側溝もありまして、今までどおりで問題はありません。日照、通風につきましては、隣地に農地がなく問題はありません。土砂の流出等につきましては、周囲がコンクリートブロックであり、流出はないと考えております。露天駐車場で営農への問題はないと考えております。

以上です。

(農地担当)

ありがとうございます。

申請地は、管理されている畑でありました。

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

42番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、42番は許可されました。

【受付番号43番】

(農地担当)

続きまして、43番、下林の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員)

この案件は、東が道路、西が宅地、南が宅地、北側が宅地で宅地に囲まれた土地であります。  
以上であります。

(農地担当)

現地は、草が生えた休耕田の状態でありました。  
それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員)

申請地の周辺状況ですが、東が市道、西が宅地、南側が農道、北が宅地ということになっていま  
す。

用水については、近隣の用水については影響ありません。排水は露天駐車場として使用するた  
めに、雨水等の排水は周囲の高さより低くして砂利を敷く施工であり、浸透による自然排水の予定で  
あります。土砂、敷地の周囲には、施工済みのセメントブロックや石積みがしてあるので、土砂の  
流出は防げるようです。総合的にも特に問題はないように思えます。

以上です。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

犬飼推進委員から、何かありましたら、よろしくをお願いいたします。

(犬飼委員)

6番委員の報告のとおりであります。

私から、特にありません。

よろしくお願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しな  
い農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

43番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、43番は許可されました。

#### 【受付番号44番】

(農地担当)

続きまして、44番、北溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員)

この案件は、東が田、西が宅地、南も宅地、北が道路になっていました。

問題ないと思います。

以上です。

(農地担当)

草管理をされております休耕田の状態でありました。

それでは、この件につきまして地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

東は、この土地の残地になります。西側が宅地で既に家が建った状態で、境にブロックが設置された状態でありました。南が田及び宅地になっていました、北は水路があり道路です。用水は、水路は行き止まり状態になっておりました。東側に田んぼがあるのですが、東の田は水路違いで、その東から水が入るようになっていました。排水は沈殿柵を設置し側溝に流すので問題ありません。日照、通風につきましては、北側は道路でもあり問題ありません。土砂の流出等は境界部分に土留めの壁を設置するために流出はないと思います。

総合的には、問題ないと思いますので、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、桃太郎線、服部駅のおおむね500メートル以内にある農地ということで、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

44番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、44番は許可されました。

#### 【受付番号45番】

(農地担当)

続きまして、45番、黒尾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員)

この件は、東が田、西が宅地、南が宅地、北は田であります。

日照もあり問題ないと思います。

(農地担当)

申請地は、休耕田でありました。

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

渡し人の方は、高齢で農業ができない状況であります。子供がいるのですが、農業をする意思がありません。したがって今回の申請は、やむを得ない事情から出たものと思われま

(農地担当)

宮崎推進委員お願いをいたします。

(宮崎委員)

農地転用することによる周辺農地への影響ですが、特に問題ないと考えています。

よろしくお願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

45番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、45番は許可されました。

#### 【受付番号39番】

(農地担当)

続きまして、39番、南溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員)

東が川、西が道路、南が宅地、北が道路でしたが、既に車が駐車していました。地が上がっていましたので、問題ないと思います。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

東が水路，この土地の原状は，南から北にかけて下り勾配になっておりました。西側の市道及び二級河川の前川，南側が8月に5条の申請があった土地です。これは，9月14日に林委員が確認していただいた土地であります。南は5条の申請地，これも勾配があるのでブロックで上げて，水平をとっていました。北側は市道，用水は真砂土で宅地状態のように見られたので，入る余地もありません。排水は自然排水，日照，通風につきましては，駐車場に使用するため問題ありません。土砂の流出等は，東に土留壁を設置するために水路への土砂の流出はありません。

総合判断といたしましては，前川の改修工事の際に車両置場として使用した状態のままで，現在に至ったと聞いております。施設の職員駐車場として使用するので，地元としては問題ありません。

以上です。

(農地担当)

林推進委員，補足がありましたら，お願いをいたします。

(林斉委員)

11番委員の報告のとおりであります。

よろしくをお願いをいたします。

(農地担当)

それでは，事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

報告にもありましたように，既に駐車場として使用されております。

始末書も提出されております。

農地区分ですが，甲種農地，第1種農地，第2種農地，第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから，第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

この件につきまして何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで，諮問はいたしません。

それでは，採決いたします。

39番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、39番は許可されました。

【受付番号40番】

(農地担当)

続きまして、40番、東阿曾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員)

東が道路、西が田、南も田、北が水路と道路になっております。

この案件は、職員の駐車場にする案件であります。

以上です。

(農地担当)

現況は、管理されている管理田でございました。

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員)

この件の受け人は、渡し人が経営している法人でありまして、既存施設の拡張にあたるものであります。特段問題ないと聞いています。詳しくは、地元推進委員の林委員からお願いしたいと思います。

(農地担当)

地元の推進委員であります、林委員からお願いをいたします。

(林修司委員)

現状につきまして、東が道路、西が田、南が田、北が水路と道路になっております。

常々、ここの転用事業者は、一つ駐車場を持っております。そこが手狭になり、農繁期に対して、現地、トラック待ち等で道路が細いため地域の人に迷惑を掛けているとも言われていまして、そのようなことで申請に至ったものであります。用水につきましては、分断もなく問題ありません。排水につきましても北側に水路があります。それに向けて勾配をつけて舗装するため、問題ないと思います。日照、通風につきましては、露天駐車場ですので周囲に問題はないと思います。土砂の流出等は舗装するために土砂の流出はないものと考えております。露天駐車場の規模も適正で、営農等への問題はないと考えております。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地というこ

とで、第1種農地と判断しています。例外許可規定として、既存施設の拡張に該当いたします。

(農地担当)

この件につきまして、何かご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

40番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、40番は許可されました。

#### 【受付番号41番】

(農地担当)

続きまして、41番、西郡の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員)

この案件は、東が●●●●●の駐車場、西が道路、南も道路、北も道路で特に問題ないと思います。

(農地担当)

現地は、草が管理された管理田でありました。

それでは、地元委員が欠席されていますので、事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

この件につきましては、14番委員より農地転用することにより、被害防除計画により調査をした結果、周辺農地への影響はないと思われる。農地転用するにあたり支障はないとの報告を受けています。

(農地担当)

地元の阿部委員から説明をお願いいたします。

(阿部委員)

先ほど、報告のありましたように、東が●●●●●の駐車場、西が4メートルの農道、南は、水路があって4メートルの市道、北側が県道です。駐車場が一杯でという話は、2、3年前から話があったんです。ここで話が進んだのですが、田んぼが一枚だけ残っていた状態で、同じ条件で駐車場を広げることなので、用水、排水、日照等問題ないと思います。土砂も土留をするということで、問題ないかと思しますので、地元としては問題ありません。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

41番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、41番は許可されました。

以上で、議案第42号の審議はすべて終了いたしました。

### 【議案第43号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

(農地担当)

次に議案第43号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について議題とします。

事務局からお願いいたします。

(主査)

【議案第43号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】

【受付番号3番】

(農地担当)

この件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(3番委員)

最後の地図を見ていただければと思います。

申請地は福井となっておりますが、高速道路、岡山自動車道の●●●●●●●●の裏側になります、ため池、堤、公衆用道路の用途廃止申請であります。地元の者でなければ、ここにこのようなものがあるとは分からないような所であります。そもそも岡山道の建設の際に、ここの農地が分断されて、用もなく潰れているという池や堤であります。現況といたしましても、池、堤等は潰れて何も分からないような状況になっておりまして、池の下の農地が転用されて資材置場になっているのですが、それと同等の状況の状態になっておりまして、用途廃止をしても周辺営農へは、何も問題ありませんのでよろしくお願いをいたします。

(農地担当)

以上であります、この件につきまして、何か質問等ありませんでしょうか。

(4番委員)

ため池は、機能は有していないのでしょうか。

(3番委員)

そのため池の水を使う農地がなくて、高速道路の建設によって農地が潰れまして、水路が付け替けられて、周辺農地は違う池から水が行くようになっていきます。このため池のすぐ下にあった農地が転用されて、資材置場になっている関係で、現地は資材置場の一部になっているような状況であります。

(4番委員)

地図で見ると●●●●●がすぐ隣にあるようになっているのですが、今回の●●●●●は、動植物はどのようなになっているのですか。

(3番委員)

とてもそのような状況ではありません。

(4番委員)

はい。

(農地担当)

この件につきまして、何か質問等ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、この用途廃止申請につきまして、用途廃止しても周辺農地への営農上問題ないとして回答してもよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(農地担当)

異議なしということで、農業委員会として、営農上支障はないということで回答します。  
以上で、議案第43号の審議は終了いたしました。

#### **【議案第44号 農用地利用集積計画について】**

(農地担当)

次に議案第44号、農用地利用集積計画について議題とします。  
それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

##### **【議案第44号 農用地利用集積計画について朗読】**

今回、農業委員会として審査する内容につきましては、法の定める要件に違反していないか。基本構想の定める事項に適合しているか。農用地の有効利用と規模拡大等に資するものであるかといった内容の確認をお願いいたします。

(農地担当)

事務局からの説明に対しまして、何かございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(農地担当)

原案どおり決定といたします。  
以上で、議案第44号の審議は終了いたします。  
次に、報告事項に入ります。

**【報告第35号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】**

(農地担当)

報告第35号，農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について，事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【報告第35号 報告書について朗読】**

**【報告第36号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に，報告第36号，農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【報告第36号 報告書について朗読】**

**【報告第37号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に，報告第37号，農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【報告第37号 報告書について朗読】**

**【報告第38号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】**

(農地担当)

次に，報告第38号，農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について事務局より説

明をお願いします。

(主査)

【報告第38号 報告書について朗読】

### 【報告事項】

(農地担当)

29ページ以降は、その他報告事項となっておりますのでお目通しください。

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することといたします。本日の許可件数は、第3条関係が8件、第5条関係が7件でありました。総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、周辺の営農に支障はないといたしました。農用地利用集積計画について、原案のとおり決定いたしました。第4条関係の1件が、許可することができないと判断するとの意見を岡山県農業会議へ述べることにいたしました。

ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

以上で、日程第3の付議事件についてすべて終了いたします。

### 【日程第4 その他】

(会長)

日程第4のその他に入ります。

委員の方々から、報告等ありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

それでは、事務局から事務連絡をお願いいたします。

【事務連絡】

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

【農業委員会委員の視察について】

【農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の研修会について】

(会長)

それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いします。

(会長代理)

皆さん、ご苦勞様です。

長時間にわたり3時間以上になりましたが、大変、お疲れのことと思います。

早い所は、稲刈りが終わっている所もあるかと思いますが、これからが本番です。農作業には十分留意されまして、怪我のないようにお願いしたいと思います。

ご苦勞様でした。

**閉会 午後5時47分**